

第10回食品表示一元化検討会「新たな食品表示制度における
加工食品の原料原産地表示についての方向感（案）」についての意見

平成24年6月28日

森田満樹

1. 方向感（案）の問題点

- ① 第8回検討会で事務局より「かつて共同会議で示されたⅠ、Ⅱ要件にとどまらず、『誤認しやすい』商品を対象とする。ある程度加工度の低い加工食品が中心となり、そう大きなジャンプをするものではない」という説明があった。しかし今回示された方向感（案）では、2p(1)イ(イ)に価格差という新たなメルクマールが加わり、しかも食品表示の共同会議において決まったⅠ要件（品質の差異）、Ⅱ要件（50%以上）が撤廃されることが明らかとなった。これでは前回の説明と異なる。これまでの選定品目（22食品群+4品目）との整合性をどうするのか。長年積み重ねてきた合理的な選定要件をすべて撤廃して、誤認だけを要件とする方向感（案）は、これまでの検討会の議論も、中間報告論点整理に寄せられた国民の意見も、ないがしろにするものである。
- ② 新たに加わった2p(1)イ(イ)の「価格差」による誤認だけで品目群を決定できることについて。もし、これだけを選定要件とすれば、加工度の高いものや、複数の原産国による原料をブレンドして作る食品群（果汁や植物油など）のように、科学的かつ合理的な理由で「表示ができない」ものまで表示が義務付けられることになる。実行可能性の低いものまで「誤認」を理由に表示を義務付けることが、果たして消費者の権利につながるのだろうか。事業者の偽装表示を招くことになり、消費者利益にならない。
- ③ 新たに加わった2p(1)ウの首位原料、3p(1)オの原料の重量割合50%以上の撤廃も、これまで検討されてこなかった。たとえば、複数の原材料をミックスして作る食品群を新たに対象品目とした場合、首位原料が20%でも表示が義務付けられることになる。こうした場合に、首位原料を表示しないことが果たして誤認につながるのか、それを義務付けることが消費者のためになるのだろうか。その視点を含めて、議論をしていない。また、これまでの選定品目における50%以上ルールとの整合性をどう考えるのかも明らかではない。
- ④ 3p(注1)輸入品の表示について「はじめから誤認は生じない」と記述されているが果たしてそうか。輸入品は原料原産地表示の表示義務は無いため、消費者は輸入品の原産国名をもって、原料原産地名と誤認するケースがある。また、国内食品のみに原料原産地表示の義務付けが今後拡大すれば、食品製造現場の海外シフトが加速し、消費者が様々な観点から不利益を蒙ることに留まらず、国益をも損なう懸念が

ある。

- ⑤ 3p(2)方式は、特定の加工地を強調している食品について、品目を指定したうえで、強調した場合のみに「誤認」を打ち消すために原料原産地表示を義務付けるという新しい考え方である。しかし、既に JAS 法でも表示禁止事項として、「第 6 条(2) 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示」は、禁止されているところである。また、消費者庁のウェブサイトの中にある加工食品品質表示基準 Q&A (原料原産地表示) 86 p、「産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示について」の項で、「義務対象品目で無い場合であっても、地名を表示する場合、当該地で生産された原材料のみを用いて製造された優良な商品であると一般消費者に誤認を与えるような表示を行った場合、実際のものよりも著しく優良であることを示す表示として、景品表示法違反になるおそれがあります」と明記されている。つまり、そもそも消費者を地名表示によって「誤認」させる表示は、してはいけないのである。誤認の感じ方は人によって異なり、そこに 3p(2)方式を新たに導入することは、消費者・事業者を混乱させる。
- ⑥ 3p (2) 方式は、これまでの 22 品群+4 品目と異なる運用となり、これまでとの整合性がとれないばかりでなく、消費者や事業者にとってわかりにくい。たとえば、事例で出された「りんごチップス」でいえば、加工地を書いた場合のみ表示が義務付けられ、加工地を書かなければ義務付けを免れることになる。せっかく指定品目として選定されても、片方で原料原産地は義務付けられ、片方では義務付けられていないのは、公平感を欠き、わかりにくい。
- ⑦ 3p (2) 方式の導入によって、特定の地名を表記がその食品の特徴を決定づけるような食品においても、今後は誤認とみなされる懸念がある。たとえば地名+名称(讃岐うどんなど)として表示される場合、その地名表示はその地域の伝統的な製法を示す場合もある。これが消費者を誤認させるかどうかは、個々人の歴史的、文化的、風土的、社会的認識によって異なる。そこを配慮せずに、もし誤認を招くため選定品目になれば、原料原産地表示が正確にできない加工度の高い場合などで、これまで表示してきた特定の地名の表記を辞めざるを得ないケースも出てくる。消費者にとっては選択のための情報が減ることにもなりかねない。
- ⑧ 2p(1)エ、3p(2)イの義務付けの手続きが不明瞭である。消費者庁が新たに選定基準を決めたのだから、消費者庁が別途に委員会等を設けて、責任をもって個別品目の選定を行うべきである。

2. 方向感 (案) について意見

以上、問題点を述べたように、前回の説明から今回の方向性案は内容が大きく変更されており、容認できない点が多々ある。以下の点を検討して頂きたく申し述べる。

- ① 2p(1)イ(イ)の「価格差」のメルクマールについて、上記 1②の理由で削除する。

- ② 2p(1)ウの首位原料、3p(1)オの原料の重量割合について、上記 1③の理由で削除する。
- ③ 2p エの義務付けの手続きについて、上記 1⑧の理由で、主体を明確にする。消費者庁が委員会等を設けて、個別品目の選定を行うことを明記する。
- ④ 3p 注 1 の表記を、上記 1④の理由で削除する。
- ⑤ 3p(2)方式は、上記 1⑤～⑦の理由で、項目ごと削除する。
- ⑥ 実行可能性に関する記述を加える。平成 21 年 8 月にまとめられた共同会議報告書では、義務表示対象品目の際の基本的な考え方として「表示実行上の問題点等も考慮しながら」を前提条件としている。この点を加えるべき。
- ⑦ なお、共同会議報告書でまとめた要件 I、II を維持するのであれば、誤認という新たな要件を加えることについて、反対するものではない。確かに現在の 22 品群の延長線上には、原産地表示が実行可能な品目がまだたくさんある。加工の程度が比較的低いもので、原型をとどめており、原材料の原産地が一定していて、検証が可能な品目—たとえば「りんごチップス (フライ)」では、乾燥であれば 22 品群で義務付けられるのに、フライにしたら高い加工とみなされて、義務とならない。このようなケースこそ、その線引きが曖昧で消費者を誤認させるものである。2p(1)イ(ア)のメルクマールについて、加工度の高低について議論したうえで、このような分野を拡大品目として加えることを検討し、わかりやすく報告書には盛り込んで頂きたい。